争議悪化ノ所轄警察署長ニ於テ調停方依頼セル
結果三月十六日ニ至リ参加者全員解雇ヲ承認シ
解決ス。

(四)大和運輸株式会社（二、一三 ― 四、三）
所在地、京橋区木挽町一ノ七
労働者、　二四〇名
参加者　一二名　中央一般労働組合
争議ノ原因
会社ハ賃金廃止並ニ賃銀ノ値下ニ反対シ二月十三
日争議ヲ起セルガ四月三日会社ハ所轄署ニ会社側
小倉警部ガ二名争議団側ト会社側ト交渉シ二名会見

参加者ハ全員ニ依リ自ラ解決ヲ見タリ。
一、十四名解雇ヲ承認シ
一、解雇者ニ九百円給付
一、係給金、能率金、手当金ハ別途支給ス

(五)秋元友禅工場（二、二一 ― 三、一六）
所在地、府外巣鴨町西六丁目八五
労働者　七名（内徒弟三名）
参加者　五名（内徒弟一名）（関東美術友禅工組合）
争議ノ原因
従業員ハ他ノ工場ニ比シテ工賃低下ナルヲ以テ本年二月
廿一日工賃値上及休業手当支給方要求シ参加争